

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年11月29日 午前9時57分～午前10時12分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（8人）

委員長	徳永武次	委員	中島由美子
副委員長	坂口健太	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	森永靖子	委員	山元剛

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 成川幸太郎

○その他の議員

議員 屋久弘文

○説明のための出席者

議会事務局長 道場益男 議事調査課長 川畑 央

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	川畑 央	管理調査グループ員	堀之内 孝充
課長代理	前門宏之	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

○審査事件等

- ・ 副議長の就任等に伴う各委員会委員の選任等の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（徳永武次）これより議会運営委員会を開会します。本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

それでは、ここで1名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で傍聴の申出がある場合にも、委員長において随時許可します。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（川添公貴）皆さん、おはようございます。今般の改選によって、今、委員長のほうからありましたように、諸委員会について調整を御協議願いたいと思っています。

何分、会期の初めなんです、スムーズに運営ができますよう御協力方、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

△副議長の就任等に伴う各委員会の委員選任等の取扱いについて

○委員長（徳永武次）それでは、副議長の就任等に伴う各委員会委員の選任等の取扱いについてを議題とします。

概要説明を事務局に求めます。

○議事調査課長（川畑 央）それでは、資料1-1に基づいて御説明をさせていただきたいと思ひます。

副議長の就任等に伴う各委員会委員の選任等の取扱いについて、御説明させていただきます。

今月24日に成川議員が副議長に就任されたことと、15日に岩切議員から特別委員会委員の辞表が出されて、同日議長において許可されたことに伴いまして、関連する委員会の委員を新たに選任する必要が生じておりますことから、取扱いについて御協議いただきたいということでございます。

まず、議会運営委員会委員についてですけれども、成川委員は副議長になられたことから、議会運営委員会の委員を辞任されております。

(2)ですけれども、議会運営委員会の構成は

会派からの選出数を含めて、申合せどおりとなっておりますことから、成川委員の辞任に伴う後任の委員については新創会から選出していただくこととなります。

確認事項です。

次に、川内原子力発電所対策調査特別委員会委員についてです。

(1)ですけれども、副議長におかれましては委員を辞任されております。

(2)ですが、後任の委員を選出していただく必要がございますが、申合せでは会派からの選出数は、議運の選出数と同数とすることとしておりますことから、申合せのとおり選出をし直すか、あるいは、現状の構成のまま新創会から選出するかを御協議いただければと考えております。

なお、現在、さきの会派構成に伴う委員の構成替えを行わなかったことから、申合せに基づいた構成とは異なった状態となっております。これについては、資料1-3を御参照いただいた上で確認をしていただければと思ひます。

資料1-3ですけれども、申合せに基づく数としましては、みらい創和会が4名、創造薩摩川内が3名、あと、新創会、公明党、会派に属さない議員からは各1名となっておりますが、現在委員は、みらい創和会が3名、創造薩摩川内が4名、あと、新創会、現在はゼロですけれども、1、公明党が1、会派に属さない委員が現在ゼロですけれども、1、合計で10名となっているところでございます。

資料1-3の1ページにお戻りください。

(3)ですけれども、岩切議員が特別委員会委員を辞任されたことから、申合せに従い、会派に属さない議員から1名委員を選出いただく必要があります。

続きまして、(4)ですけれども、新たに委員が選出された場合については、直近の12月2日の本会議において、議長から指名がされることとなります。なお、特別委員会においては、委員長が辞任をされていることから、しかるべきタイミングで特別委員会の開催をお願いして、委員長互選を行っていただく必要があるというところでございます。

続きまして2ページ目ですけれども、申合せを抜粋して記載してございますので、御参照の上、

御確認等をいただければと思います。

3番目ですけれども、関係する会派等から委員候補者の選出届あるいは辞任願の提出をいただく必要がありますが、その期限を明日の正午とさせていただきますと思います。

4番目ですけれども、請願の紹介議員の辞任についてですけれども、申合せによって、副議長は紹介議員となることは遠慮することとしてございます。請願第5号の紹介議員である成川議員から、紹介取消しの申出がなされております。

(2)ですが、請願第5号につきましては、委員会に既に付託されておりますが、採択あるいは不採択の意思決定前であることから、文書の提出をもって議会の議決を得ることで紹介議員を取り消すことが可能となるところでございます。

一番下の点線囲みは参照ですので、併せて御覧ください。

続きまして、資料1—2ですけれども、確認として、議会運営委員会の会派別委員数について、ドント表を提出してございますので、御確認ください。

資料1—3につきましては、先ほど見ていただきましたけれども、みらい創和会、創造薩摩川内につきましては、申合せに基づく数に合わせるとすれば、表の一番右側にありますように、みらい創和会が一人増え、創造薩摩川内が一人減り、欠員となっております新創会から一人、会派に属さない議員から一人選出届を出していただく必要があります。

先ほど説明いたしました、3番のとおり提出期限は明日の正午とさせていただきます、提出先は議会事務局のほうにお願いしたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

○委員（瀬尾和敬）原特の会派に属さない議員が辞めたいという申出があったと。この申出があったのを議長が認めたということになっていますが、このメンバーというのは、ただ本会議場でみんなが認めたメンバーであって、そうやって、みだりに、はい、辞めますとか、そういうのが可能なかなと思ったもんですから。また、それを議長の判断でぱっと決めていいというふうな仕組みになっているんですか。

○議事調査課長（川畑 央）委員会の委員に

つきましては、制度的には議長が指名することとなっております。議長限りで辞任の許可が出されたこととなっております。本会議については報告を、議場の場で指名はされますけれども、権限としましては議長権限であろうと考えております。

○委員（瀬尾和敬）ということは、新しく会派に属さない議員が委員になるとしたら、残任期間ということでもいいわけですね。

○議事調査課長（川畑 央）申合せによりまして残任期間であろうと考えております。

○委員（坂口健太）各会派、特にみらい創和会と創造薩摩川内においては、会派から選出される原特の委員の数が変わってきますので、先ほど、資料1—1のとおりでありましたが、このまま各会派から委員を選出し直すのか、あるいは申合せのとおり選出し直すのか、あるいは現状の構成そのまま新創会から新しい委員を選出していただくか、各会派から意見を出していただいて、特別委員会委員の選出について御協議を願えればと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま坂口委員のほうから御意見がありましたが、そのような形でどうでしょうか。いいでしょうか——じゃ、選出方法はそのとおりの形でやっていきたいと思っております。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前10時10分休憩

~~~~~

午前10時10分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）本会議に戻します。

申合せに基づく方法、数でいいですか。では、みらい創和会さん、創造薩摩川内さんはそれでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）では、そのとおりに取り扱うことにします。

それと、所要の届出等については期限内に提出して下さるようお願いいたします。

以上で、副議長の就任等に伴う各委員会委員の選任等の取扱いについての審査を終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時11分休憩

~~~~~

午前10時11分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳永武次